

再任用教職員にも 12月勤勉手当から新昇給制度導入

今年度再任用教職員給料月額

勤務形態\職務の級	教諭・養護教諭・講師 (2級)	実習教諭・寄宿舍指導員 (1級)
常時勤務 (週38時間45分)	2 8 7, 0 4 0 円	2 4 4, 7 1 2 円
短時間勤務 (週29時間)	2 1 4, 8 1 6 円	1 8 3, 1 3 8 円
短時間勤務 (週19時間35分)	1 4 5, 0 6 2 円	1 2 3, 6 7 0 円

期末・勤勉手当の支給割合は2.25月

	期末手当	勤勉手当
6月期	0.65	0.4
12月期	0.80	0.4
計	1.45	0.8

勤勉手当支給率 (今年の12月期から)

優秀	勤務成績が優秀な職員	0.42
良好	勤務成績が良好な職員	0.385
良好でない	勤務成績が良好でない職員	0.385未満

県は3月31日「再任用教職員に係る新昇給制度の通知について」を各校長あてに通知しました。これまで再任用者は新昇給制度の対象外でしたが、国家公務員や知事部局ですでに成績率が導入されていることから、県教育委員会の再任用者についても今年12月期の勤勉手当から導入されることになりました。ともなって「勤務状況確認シート」の記入、面接も行われます。

定年前の勤勉手当の新昇給は「特に優秀」「優秀」「良好」「良好でない」の区分ですが、再任用の場合は、「優秀」(上位区分)、「良好」(普通)、「良好でない」の3区分になります。

再任用は1年ごとの更新であり、勤勉手当に差が出ることには多くの課題があります。高教組は、6月期か12月期のどちらかは必ず上位区分とし、公平な支給となるように求めています。今回の通知では区分率については示されていませんが、国家公務員では40%が上位区分率となっています。公平公正な運用となるよう、引き続き県と交渉を重ねていきます。

再任用の働き方については、給料や手当、人事異動等に関わる課題が増えています。諸課題解決のために、再任用者は引き続き高教組組合員として活動していくことが大切です。6月23日、15時30分～、ニュー鶯山荘で「再任用者学習会」を予定しています。再任用組合員の参加をお待ちしています。